

協会けんぽ 長崎支部通信

職場の皆さままでご覧ください！

2023

9

令和5年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。令和5年度につきましても「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、被扶養者資格をご確認いただき、リストをご提出いただきますようお願いいたします。

▶ 確認の対象となる方

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者

提出期限

令和5年12月8日（金）

▶ 「被扶養者状況リスト」送付時期

令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次送付

▶ 添付書類

- ・被保険者と別居している被扶養者：仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ・海外に在住している被扶養者：海外特例要件に該当していることが確認できる書類

扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術については、一定の要件を満たす場合に健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合に保険証を使用されたときは、その治療費を負担していただくことがあります。

健康保険の対象になる場合

はり・きゅう

①神経痛、②リウマチ、③五十肩、④頸腕症候群、
⑤腰痛症、⑥頸椎捻挫後遺症、⑦その他慢性的な疼痛を主症とする疾患で、医師による適切な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合。

あんま・マッサージ

筋痙攣、関節拘縮等であって、医療上あんま・マッサージ・指圧師の施術を必要とする症例について、あんま・マッサージ・指圧師の施術を受けることを認める医師の同意がある場合。

※いずれも、医師の同意は6か月ごとに必要です。

健康保険の対象にならない場合

はり・きゅう

病院、診療所などで同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても健康保険の対象にはなりません。※「治療」には湿布や薬の処方も含みます。

あんま・マッサージ

疲労回復、慰安目的、疾病予防のマッサージ等は健康保険の対象なりません。

さらに充実！協会けんぽの「健康づくり」事業

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、令和5年度より自己負担額を軽減しています！
まだ健診を受けていない方は、この機会にぜひ生活習慣病予防健診をご利用ください。

生活習慣病予防健診の対象者

協会けんぽ加入の35歳～74歳の被保険者(ご本人)

自己負担額

一般健診総額
最高18,865円

協会補助額

最高13,583円

自己負担額

最高5,282円

【参考】令和4年度

(一般健診総額) 最高18,865円 - (協会補助額) 最高11,696円 = (自己負担額) 最高7,169円

協会けんぽの生活習慣病予防健診は

血圧測定

血液検査

心電図検査

便潜血反応検査

胸部レントゲン検査

胃部レントゲン検査

尿検査

メタボリックシンドromeとともに5大がん

肺
子宮

胃
乳房

大腸

までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※子宮頸がん検診は20歳～74歳の偶数年齢の女性の方、乳がん検診は40歳～74歳の偶数年齢の女性の方が対象です。

健診を受けた後の行動こそが大切です！

毎年受けて、健康管理。

◎生活習慣の改善が必要と判断された方は…

特定保健指導を受けましょう！

◎病院への受診が必要と判断された方は…

早期に受診しましょう！

